

社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について

本市においては各法人の役員就任の状況を把握するため、役員変更届を提出いただいております。

今般の社会福祉法の改正に伴い、評議員も届出の対象とし、役員又は評議員について就任又は変更があった場合は、下記のとおり鴻巣市長宛てに届けることになりましたので、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 : 就任日から1か月以内
2. 届出対象 : 法人の役員及び評議員
3. 提出先 : 福祉課社会福祉担当
4. 提出部数 : 1部
5. 提出書類 (写しの書類は原本証明を行ってください。)
 - (1) 社会福祉法人役員評議員変更届 (様式1-1又は様式1-2)
 - (2) 役員、評議員選任に係る議事録 (写)・議案書 (写)
 - (3) 新任者の就任承諾書 (写) (参考様式1)
 - (4) 欠格事由等の確認書 (写) (参考様式2)
 - (5) 登記されていないことの証明書
 - (6) 履歴書 (写) (参考様式3)
 - (7) 役員一覧及び評議員一覧 (参考様式4)

※ 役員又は評議員どちらか一方のみの変更の場合も、両一覧を御提出ください。

担当 鴻巣市福祉課社会福祉担当
048-541-1334 (直通)